

# ジョン・G. ガネル

## 民主政と世論の概念

中谷義和(訳)\*

### (1) 序 文

「世論 (public opinion)」の歴史は古く、古代ギリシアから現代に及ぶことを示すことで、この概念を広げることは可能なことであるし、妥当なことでもある。だが、この小論の目的は限られていて、この言葉が19世紀の社会と政治の言説に、どのように登場し、20世紀の初期に、どのような概念上の変容を見ることになったかを明らかにしようとするものである。「世論」という言葉はアメリカの民主政観の起源に発しているが、1920年代に民主政理論の根本的变化が起こるなかで、世論の概念も別の意味を帯びだしている。そのなかで、世論をどのように研究するかという課題も浮上している。

1952年の「アメリカ世論学界 (American Association for Public Opinion Research)」第7回年次大会において<sup>1)</sup>、有名なことではあるが、会長のバーナード・ベレルソンは、世論研究をもって、民主政の理論と実践との統一を期すべきであるとしている。彼が想定していることは、アメリカが民主的実践の縮図であるだけに、規範的民主政論の諸理念を整理することで、実践との調和を期すべきであるとするものである。彼の指摘に従えば、伝統的民主政のイメージとは、公的諸問題について認識し、妥当な人格の特徴を示し得るとともに、政治の現実の精確な認識を基礎に合理的で規律ある様式に訴えることで、公的利益を実現し得る市民像である。社会科学の研究からすると、このモデルはアメリカ政治の現実とは一致していないとしても、「必ずしも幻滅を、いわんや、失望を覚える必要にはない」とする。というのも、ベレルソンと彼の共同研究集団であるエルマイラ大学の投票研究グループは、後に、積極的に参加しないということは満足の意を示すものであると位置づけているからである。また、問題は個別の市民というより「システム」とその「集合的性格」の

---

\* なかたに・よしかず 立命館大学名誉教授・特別任用教授

問題であって、システムを動かしている多様な「亀裂」の複合体とシステムに「まとまり」をつけている「基本的コンセンサス」との共生関係をどのように期すかということに求められるからであるとする<sup>2)</sup>。

この公式では、世論とは確認可能な実体の意見ではなくて、個人と集団の選好の集塊的表現のことでありとされている。この種の民主政のイメージは、すでに、第2次世界大戦の前夜に、ペンドルトン・ヘリング（Pendleton Herring）によって明示されていて（*The Politics of Democracy*, 1940）、アメリカは民主政の国であって、外部のイデオロギーに対するイデオロギー的対抗軸の位置にあるとされている。戦後、この考えはデビッド・トルーマン（David Truman）によって（*The Governmental Process*, 1951）、また、アール・レーザム（Earl Latham）によって（*The Group Basis of Politics*, 1952）明示されてもいる。だが、こうした理解を最も周到に理論化したのは、ロバート・ダール（Robert Dahl）の『民主政理論序説（*Preface to Democratic Theory*, 1956）』と彼の「経験的民主政理論」である。

ダールは、民主政の理論が「不十分な」状況にあるとする。彼に従えば、この理論は、主として、不分明な「ポピュリスト」型の倫理観に依拠し、平等や多数支配が強調される一方で、マディソンの、制度による抑制と均衡という考えが残存していて、「すべての多元主義社会にみられるように、社会による抑制と均衡」という視点が十分に踏まえられていないとする。ダールの「記述的方法」とは、「政治学者によって、広く民主的である」とされている社会の特徴を出発点にすべきであるとするものである。こうした社会には、選挙や競争という社会的必要条件のみならず、価値の一般的なコンセンサスの枠内における「果てしなき交渉」も含まれるとする。この視点から、アメリカは「混合型」であって、「ポリアーキー」モデルのパラダイムにあたり、「アバシーの多数派」の潜在的承認に依拠した「少数諸派の支配」にほかならないとした<sup>3)</sup>。ダールの理解からすると、世論とは、個別の争点に、その都度到場当たりに対応している多数派の選好の表現に過ぎないことになる。こうした民主政のモデルは、「公益」という言葉に実質的意味が含まれているわけではないとする主張とともに、1950年代と1960年代の政治学の主流派を形成し、支配的なものともなった<sup>4)</sup>。また、ダールは『誰が支配しているか（*Who Governs?*）』（1961年）を残している。これはアメリカ政治の経験的研究であって、広く「民主的ポリスの生活に市民が関心を深くする」などということは“神話”に過ぎないことを明示しようとするものであった。同様のモデルは、ガブリエル・アーモンド（Gabriel Almond）とシドニー・バーバー（Sidney Verba）の『市民文化（*Civic Culture*）』（1963年）にも反映されている。

だが、前世紀中期の民主政のイメージは、折にふれて主張されるほどには新しいものではなく、1920年代末に明示的に浮上して、一世代のあいだ、政治学が自由民主政論であると想定した自由民主政観であって、これが民主政理論として再登場し、コード化されることになったのである。この点は、世論についても妥当し、古い考えの焼き直しにほかならなかった。この点で、チャールズ・リンドブロム(Charles Lindbrom)は、「誰かが調整するわけでも、特段の目的を持ち合せているわけでもなく、また、相互関係の十分なルールもなく、人々が協力し合える」という方法を、どのように発見するかということ、この課題は、前の世代に浮上していた知的変化の「未完の事業」を完成しようとするものであったと指摘している。だが、リンドブロムとても、この脈絡を辿っているわけではない。また、この局面の多くの理論家たちといえども、受け継いだ遺産をおぼろげに自覚していたに過ぎないし、その批判者たちも同様のレベルにとどまっていた<sup>5)</sup>。

## (2) 民主政国家と世論

人民主権と共和主義政府という理念はアメリカ革命のイデオロギーであり、代議制統治の諸制度が重要であるし、必要なことでもあると想定された。だが、支配的な考えは、政府は、その創始者であり、主体でもある人民の意向を実質的に反映すればよいとするものであった。1787年の憲法草案に反フェデラリスト派は異議をよこした。それは、地理的に広大で、人口的に多様な人々からなる社会において、共和制政府は成立し得ず、ひとつの人民を構成し得るだけの共同の精神にあふれた社会を欠くことになるものであって、この点が強く主張された。他方、フェデラリスト論集がアメリカの人民と公衆について繰り返し指摘しているように、新しいナショナル政府はこれを創造し、その代表となるものであって、狭い愛着心を克服するものであると主張した。「公衆(*the public*)」とその属性と表現の具体例(例えば、権威、合意の精神、熟議、善、関心、福祉、幸福、行為、要求、希望、配慮、信用、信頼、発言、信義、平穩、権利、自由)は隠喩にとどまるものではないとされた。「世論」も具体化されて、「影響力(*influence*)」を行使することであり、これに従うことでもあるとされた。また、政策とは、世論をもって「正当化」され、「批判」されるものであるだけでなく、世論を「悪用」したり、「抑制」することも、あるいは、「宙ぶらりん」に留めおくこともありうることであった。だが、「人民」によって批准されてしまえば、憲法は「世論を抛り所」とし続けることになり、世論が、いわば「立法上の裁量」を規制することになると考え

られた。『フェデラリスト』の議論とその主張において、新しいナショナルな政府は、事実上、形態と性格の点で共和主義的であるとされた。また、「ひとつの結合した人民」が存在し、「この人民の大集団」とこの国の自然的形状とが「複合化される」ことが必要であるとされた。だが、逆説的なことに、政治的現実を規定するに及んで、別の強いイメージが浮上している。というのも、とりわけ、『フェデラリスト』第10篇に明示的なように、政治とは、自己利益中心型の個人や徒党からなる分裂と対立の状況のことであり、統一性や共通目的を欠かざるを得ないと描かれているからである。だが、これは、むしろ、好条件なのであって、専制的多数派の徒党を阻止し得ることになるとされている。とはいえ、伝統的共和主義理論からすると、多数派とは人民の声であるとされている。

こうした民主政の逆説においては、民主政の本質は統一性と多元性が同時に存在することに求められている。この逆説がアメリカの民主的思想の核心を構成し続けることになる。ここには、不断に、一種の弁証法的関係が作動することになる。というのも、人民主権には有機的人民的の存在が求められるとする一方で、マディソンが指摘しているように、「人民」とは、せいぜい、賢明な憲法上の制度的均衡論の所産であって、社会諸勢力を抑制し得る仮想的実体にすぎず、こうした実体が私的利益を追求することで公的利益が生まれると考えられていたからである。19世紀において、民主政の理論とイデオロギーを支配した最も直接的な解決方法は、人民を自律的実体とし、世論はその不可欠の属性であるとする考えの枠内に収めることであった。だが、当初から、この考えにはマディソンが警戒した多数派とは別の多数派の問題が影を落としていた。

アメリカを、初めて明確に「民主政の国」としてしたのはだれかとなると、アレクシス・ド・トクヴィル（Alexis de Tocqueville）が、そのひとりにあたることは確かである。だが、民主政という言葉は、建国の父祖たちにおいてはラディカルな意味を帯びていると規定されている。トクヴィルはアメリカの政治システムについて、明確なイメージを打ち出しているわけではないが、彼も、民主政の逆説に直面している。また、世論という視点から、広くアメリカ社会を語った最初の論者でもある。彼の著作は『フェデラリスト』の場合と同様に、いくつかの両義的な指摘を留めている。彼は、繰り返し「アメリカ人民」について論じ、「参加の習慣」がローカルなレベルでは多様な団体と組織の特徴であると言っても、極端な個人主義と利益の多様性が強力なだけに、全国型のコミュニティを形成することは困難であるとし、その懸念を吐露している。また、独立革命期には、世論は諸個人を共通善の方向に導くことになっただけに、この局面では、コミュニティと呼ばれてもよい

状況が存在していたと判断している。だが、こうした統一感とは「多数派の専政」の可能性が浮上するなかで失われたとする。この現象は、マディソンが危惧したような個別の物質的利益の数的支配のことでなかったことは明らかである。それは、平等への熱情や個人主義の倫理がアノミーを呼び、超然たるコミュニティを欠いていることから、大衆の熱情が権力と権威の強化を呼ぶことになるのではないかという懸念である。これは議会などを舞台とした多数派の支配に連なるが、この多数派が「専政主義」を呼びだす源泉になるというより、その手段と化すことであって、その可能性は、アメリカ社会には威圧的な体制信従を求める傾向が強いだけに、これに発しうるのではないかと判断したのである。

トクヴィルは、第1巻(1835年)で、世論とは、一般的には、近代社会の「支配的権威」のことであって、フランスの王権やアメリカの大統領の上位に位置するとしている。例えば、アメリカ連邦司法部の権力は「世論の権力」にほかならず、その「精確な範囲は規定され得ない」とする。これは、主権がどこに帰属し、何がアメリカを民主政の国としているかという問題と結びつかざるを得ないのは、アメリカの人々が「人民の主権という教義を認めた」からには、これを忠実に適用し、一切を「世論の法廷」にかけなければならなくなったからであると述べている。また、「20人が共通の紐帯で結びついていない局面において、世論は、どれほどの力を得たと言えるのであろうか」と問いつつも、「住民が24の個別の主権団体に区分されてはいても、単一の人民を構成している」し、「社会を律すべき一般原則に合意している」と述べている。結論として、「人民がすべての正当な権力の源泉であると考えられている」し、世論は「コミュニティの理性の道徳的権威」であり、「市民大衆の政治的権威」の位置にあると指摘している<sup>6)</sup>。

トクヴィルは、第1巻で「多数の専政」という問題について最も明示的に論じ、絶対的権力が人民に存する様式から、それがどのように浮上しがちであるかについて論じている。だが、その力点は、こうした権力が議会の多数派となって現れるのではないかということにある。第2巻(1840年)で、この問題について直接的に論ずることは少なくなっている。これは、世論をより広く解釈し、世論に民主的専政の徴候をかぎとることで、繰り返すまでもないとみなしたからである。「多数派が政治的に全能である」とすると、「現にそうではないとしても、世論であるとする影響力を強める」ことにならざるを得ないし、「世論への信仰が一種の宗教となり、多数派が救いの預言者に転化する」と指摘している。さらには、宗教すらも、その権威を世論に依存しだし、「世論が既存の権力のなかでも最も抗しがたいものとなると」、組織的宗教といえども、これに対抗し得なくなるとする。そして、なかに

は、貴族政が「固有の世論を形成している」諸国もあるが、アメリカでは、ひとつの意見しか存在しないと、また、アメリカには階級上の違いがあるとはいえ、世論が統一性を作り上げていると、あるいは、利害の客観的違いが存在するとしても、少なくとも、統一性の認識を作り出しているとする。トクヴィルは、「世論が人々をつなぎとめていない」と個人の孤立化が起こるとし、その危険を察知しつつも、彼の主な関心は次の点にあった。

社会条件が平等であると、世論が各人の精神を威圧することになる。世論は各人を包囲し、その方向を与え、抑圧する。……こうした環境は諸意見の安定化に極めて有利である。ある意見が民主的人民のあいだに根づき、コミュニティの多数の精神に沈殿すると、その後は、持続し、さしたる努力もなく、維持されることになる。

民主的社会は浮動的であるとされるが、トクヴィルが強調していることは、「多数派がそれまでの考えを捨てると、理念は変わるとはいえ、「世論という幻影は強力で、変革に水を浴びせ、黙らせ、あるいは、うやうやしく遠ざけられる」ということである<sup>7)</sup>。世論を民主政にとって安全なものとするためには、どうすべきかということ、この課題を誰よりも重く感じていたのはトクヴィルであった。

18世紀の後期から20世紀初期にかけて、アメリカの大学のカリキュラムは、スコットランド啓蒙の道徳哲学と市民教育を目的とした実践倫理を中心としていた。この哲学は政治思想の古典的文献に依拠している場合が多かった。また、社会連帯の理念や公共の福祉を目指す有徳の市民の共和主義的義務を重視する傾向が強かった。だが、そのなかで、民主的理論やアメリカ民主政論の体系的展開をみたくてではない。この課題を負うことになったのは、ドイツからの亡命者であるフランシス・リーパー（Francis Lieber）である。彼はアメリカ政治学の父祖と呼ばれるにふさわしい研究者であり、友人で文通者でもあったトクヴィルがアメリカを訪問した後、しばらく間をおいてアメリカに移住している。

トクヴィルは、アメリカの民主政という新しい世界には「新しい政治学」が求められていると指摘しているが、これを正面から受け止め、この課題に先鞭をつけ、アメリカにおいて人民主権論を体系的に展開したという点で、リーパーはその創始者にあたる。彼は、ドイツにおいて自由主義が挫折した後、1827年にアメリカに亡命している。アメリカ建国の父祖たちと同様に、彼も民主政という言葉を使うことにためらいを覚えたのも、この言葉は、なお、ラディカルな響きを帯びていて、トクヴィルが想起したと同様に、革命後のフランスにおけるテロのイメージを漂わせ

ていたからである。この点で、リーバーは「自治」という言葉を、あるいは、彼の造語である「ハマルキー(hamarchy)」という言葉を好んで使っている。これは、基本的には、代議制統治を指すものであって、この政府形態をもって「民主的絶対主義」の危険を回避できると信じていた。リーバーの大きな革新は、ドイツ哲学と国家史の基本的構成要素をアメリカの道徳哲学や伝統的共和主義理論に取り入れ、両者の接合を期したことにある。トクヴィルが『アメリカの民主政』の第1巻を公刊した年度に、リーバーは、国家の概念を提示し、これが「政治学の領域」の基盤であり、「固有の領域」であると位置づけている<sup>8)</sup>。この公式が、少なくとも半世紀の間、政治学とアメリカ民主政論を支配することになった。

諸州を指す場合は別として、リーバーに先立って「国家(state)」という言葉がアメリカ政治の言説や政治論の支配的言葉として登場しているわけではない。この点で、リーバーは、主著の第1巻(1838年)で明らかにしているように、国家の理論の最大の特徴は、「国家」という言葉が政府ではなくて、明らかに、自然で「始原的な」主権的コミュニティを、あるいは、憲法と統治制度の創始者であり、いずれからも独立して、これに権威を与え、その範囲を設定している人民を指しているという事実求められるとする。彼は、これを「ジュラルな(jural)社会」、「レス・プブリカ(res publica)」、「レス・コムニス(res communis)」、「レス・ポピュリ(res populi)」と呼び、これが法と公共政策の源泉であるとしている。また、アメリカのようなハマルキーにおける政府の形態は近年に展開を見たものであって、古くチュートンの源泉に発し、「英米の自由」とアメリカの政府に最終的に表現されることになったとする。さらには、社会的・制度的に多様であるとはいえ、こうした多様性は、アメリカのようなシステムに実現された自由にとって不可欠であり、これが、ひとつの「有機体」をなすことで、すべての部分を統合し、一体的全体を組成すると述べている。そして、人民の声は、伝統的共和主義の理論の場合のように、多数派の声であって、最も「包括的意味」において「世論」という形態で表現されるとする。また、これには、個別の争点に関する「コミュニティの意見」のみならず、広く「公衆の、市民社会の意見」も含まれていて、これが社会を結束させ、「コミュニティの分別と感情」となることで、「抗しがたいものとなる」し、「コミュニティの主権的権力として広く共有される」ことで、実定法や政治的リーダーの背後にあって、これを凌ぐものとなり得ると述べている<sup>9)</sup>。

後に、リーバーは、主権者がどのような方途で「政治的有機体となり、これを媒介とすることで、世論や全体の公的意思が形成され得るか」という問題について、また、「大規模な投票をもって、公的意思は公的意思に転化する」ことについても

論じている。とはいえ、「グループの会話と世論とを、また、仲間内の判断と公的判断とを」間違わないことが肝要であるとする。正しい世論とは、全体としての「コミュニティ」の世論であって、「時の修正」を経ることで、「とりわけ、判断力を備えた人々の才覚と知識」をもって精緻化されることになるとする。そして、世論とは、「全体的意見」とは異なるものであるとする。というのも、全体的意見とは、「局面」の意見や「個別個人の多くの集合的意見」に過ぎない場合が多く、「甚だしい間違い」を含んでいることも多いからであるとする。この点で、世論とは、確定的で、「程度の差はあるにせよ、煮つめられた意見」であって、「有機的に結合した全体としてのコミュニティ」を代弁するものであるとする。リーバーは、世論といえども、「間違っていたり、それが甚だしい規模に及びうる」ことを認めつつも、多くの場合、尊敬され、従うべきであると言えるのは、「あらゆる権力のなかでも至高の、かつ、最強のものである」からにはかならないとする。また、代表者たちによって明示され、法において表現されるに過ぎないとしても、代表者であれば、表明してしかるべきものであるとする。多数意見が正統であると言えるのは、それが「真の多数派」の所産であり、「場当たりの一般的な意見」ではなくて、社会全体の「有機的に形成され、確定的な」意見である場合のことに過ぎないとしている。さらには、「公的意思となる世論とは、十分に確認され、明確に確立された全てのジユラルな社会、ないし国家の意見のことであって、場当たりの熱情とは、また、強固な、あるいは、ローカルな自己利益や社会の一部による他に対する専政的命令とは注意深く区別された意見のことであり」としている。リーバーは、また、「十分にふるい分けられ、しかるべき修正を経た平均的意見」を、さらには、「政府の治安に発する規制や暴民の扇動的な手法に、あるいは、団体の専政に服してはいない」意見を形成するという点で、自由な出版が極めて重要なことを力説している<sup>10)</sup>。

トクヴィルとリーバーとの知的交流は深かったとはいえ、両者がどの程度に意見を共有していたかを定めることは困難であるにせよ、いずれも多数派主義の諸形態を惧れていたことは確かである。だが、トクヴィルがアメリカにナショナルなコミュニティを発見し、これをもって、世論の源泉とすることに絶望を覚えたのにたいし、リーバーはその存在を明示しようとしている。両者の違いは、部分的ではあるにせよ、リーバーが共和主義的民衆政府の必要と信念において、エリート階級を啓発するために執筆したのにたいし、トクヴィルの関心は、民主的社会への不可避の歴史的運動と見なしたものに、いくつかの潜在的危険が含まれていることを明らかにすることにあったと言える。

トクヴィルの著書が上梓されてから20年後に、ジョン・スチュアート・ミル(John Stuart Mill)は『自由論(On Liberty)』を公刊し、そのなかで、世論について同様の疑念を表明している。彼は、近代社会における専政とは、政府機関に発する脅威のことであるとどまらず、社会自体の「支配的な……集合的意見」に発する「道徳的強制」が潜在的僭主になったということであると論じている。諸個人は「今や、世論が世界を支配する」に至って、「群集のなかで自らを失った」状況におかれていると、また、「権力と呼ぶにふさわしい存在とは大衆のこと」であって、「世論の優位」と「支配的多数派」が「総じて、人々の類似性を生み出すことになった」と指摘している。さらには、何がこうした意見の源泉であるかといえ、例えば、アメリカの場合は「全白人住民」であるように、諸国においては多様であるにせよ、「単なる平均的人間からなる大衆の意見が、場所のいかんを問わず、支配的権力となり、あるいは、なりつつある」なかで、「集団的凡庸」を基礎とした体制信従が生まれ、これが強制されることにあると指摘している。そして、「世論という近代のレジーム」は「未組織である」とはいえ、その力を減じているわけではなく、何らかの方法で、捉えどころのない敵と化しているとする<sup>11)</sup>。

例えば、ジョン・C・カルフーン(John C. Calhoun)のように、少数ではあれ、異論をはさむ論者もいたにせよ、アメリカの人々は、民主政は、見えないにしろ、有機的でナショナルな人民の存在を前提としていたとする考えを強くすることになった。政治と政治理論の両者において、こうした民主政観は、南北戦争前後に、連邦の大義を守ることが重要であるとされることで強力なものとなった。リーバーはサウス・カロライナ大学で、北部の同調者として、寂しく教鞭をとっていたが、この頃までに、その主著を書き終えていた。1857年に、アメリカ最初の政治学教授として、ニューヨーク市のコロンビア大学に赴任して以降、その信念を声高に表明することになった。また、ドイツ流の民主的國家論の中心的理念を広めることになった研究者となると、次の論者とその著書を挙げることができる。それは、オレステス・ブラウンソンのような有名な知識人(Orestes Brownson, *The American Republic*, 1866)、歴史家のジョージ・バンクロフト(George Bancroft)のアメリカ史書(全10巻, 1874年に完結)、イェール大学のセオドア・ウルズイー(Theodore Woolsey, *Political Science or the State, Theoretically and Practically Considered*, 1877)とジョンズ・ホプキンス大学のハーバート・バクスター・アダムズ(Herbert Baxter Adams)のような政治学者、エリシャ・マルフォードのような政治評論家(Elisha Mulford, *The Nation*, 1887)である。だが、経験的研究と呼ばれるにふさわしい最初の包括的なアメリカ政治の研究書となると、イギリスの政治家で研究者の

ジェームズ・ブライス（James Bryce）の著作であったと言える。彼は、初めて、アメリカの政治と政治制度について最も広範に分析するとともに、アメリカの世論をアメリカ民主政の基盤であるとするイメージを強力に提示している。

トクヴィルと比較されることになるであろうと意識しつつも、ブライスは、トクヴィルの場合と同様に、アメリカの民主的性格を所与と位置付けている。だが、その目的は、アメリカを範例とすることで民主政の一般論を展開することではなくて、「アメリカの現実の姿に即して、その制度と人民を描くこと」にあり、これには、「大衆の主権」を明確にすることも含まれるとしている。序論において、政党が権力の保有者のようにみえて、実は「諸問題の処理の究極的力ではない」と述べ、次のように続けている。

政党の背後に、また、これを超える位置に人民がいる。“世論”，つまり、全国民の精神と意識は政党に包括される人々の意見である。……この意見は政党を超える位置にあり、より冷静で巨大である。世論は政党のリーダーたちに畏怖の念を喚起し、党組織を抑制のうちに留めおいている。公然とこれに歯向かう者などいない。世論はナショナルな政策の方向と性格を規定し、いずれの国よりも多数の人々の所産であり、より主権的であることには論争の余地などない。……アメリカほど世論が完成されている、あるいは、直接的な、つまり、政府の一般的機構から独立している国は他にはない。今や、大統領といえども、議員と同様に人民を代表しなければならないと見なされている。世論は議員のみならず、大統領によって、また、彼を媒介として統治している。

ブライスの全2巻は、幾度となく、アメリカを訪問することで残されることになったが、憲法の成立に占める、また、すべてのレベルにおける政府の制度と要員の活動に与える世論の影響力を強調している。「アメリカは、他のいずれの国よりも強く、世論によって、つまり、国民大衆の一般的意向によって」、また、「広く人民の理念や感情」によって「統治されている」と指摘している。さらには、この国が多様であるとはいえ、南北戦争後の世代に至って、人民の統一と世論を基礎に国民主権の感覚が醸成されることになり、結束が固められることになったと指摘している<sup>12)</sup>。第1巻で、ブライスは、世論の存在と力を明示したうえで、第2巻の半分を当てて、世論の性格とその表現形態について論じている。

ブライスに従えば、世論は、形態が多様であれ、常に、政治レジームの基盤であったし、現に、そうでもあって、必ずや「数的多数の静かな同意」に依拠しているとされる。この点で、アメリカの特徴は、世論が高度に展開していて、「他のい

ずれの国よりも強力で、活動的である」だけでなく、常に「注意深く」、総じて「健全で公正」であることに求められるとする。また、世論を、その表現機関や数的多数と、あるいは、個人的意見の無定形の集塊とみなすべきではないし、その存在を政治マシンとスポイルズ・システムや選挙の不正手段と混同すべきではないとする。さらには、世論の「初期の段階」は、「感情が心のなかに、おのずと浮上し、平均の人間の口の端に上り」だすことで、「受動的多数」へと収斂することで明示的なものとなるが、その後は、「自由な諸国」においては、人民が「主権ある民衆」として、「主要な究極の権力」を体現し、「自らの支配者を代理人」としつつも、彼らを「不断に監視している」局面に至っては、「意識的で、能動的なもの」に転化すると述べている。

ブライスは、アメリカにおいて、世論には、他のいずれの社会よりも厚い信頼が寄せられていて、「その前では身震いせざるを得ない召使いたちの主人」となっているし、「直接的支配」を欠いているとはいえ、この状況は「世論による統治」と呼ぶにふさわしいと指摘している。また、建国の父祖たちは社会を分割することで、多数派の形成を阻止しようとしたが、この試みは、結局、「世論を崇める」ことになったとし、次のように続けている。「世論の諸表現は融合し、物理学者の指摘に従えば、エーテルがすべての事物を通過するように、広範で、触知できない権力に転化している。世論は複雑なシステムの各部分をまとめ、各部分が持っている目的と活動を統一あるものにして」と。ブライスの指摘に従えば、その多くは、社会諸階級が存在しないことで、また、人民が支配者であるという自己意識が高まることで強力なものとなったが、それだけに、世論は「ぼんやりとした定まりなき複合体であり、……全能ではあるが、不確定なものであるし、万人が耳を傾けるべき主権者ではあるが、荒れた海の波頭の如く、多くの言葉を発するだけに、この主権者の声には捉えがたいものがある」とする。そして、世論は、必ずしも、常に明確に表れるわけではないとしても、やはり主権者であり、その担い手が出版、多様な社会団体、選挙結果などの社会の構成要素であるとする。さらには、世論は、広くアメリカの国民性によってのみならず、明確に上層と下層の階級に分けられてはいないという社会要因によっても形成されていると言えるし、社会が極めて多様であるにもかかわらず、リーダーの活動というより、下からの展開に負っているだけに、「同質」化の傾向を帯び、諸制度と行動のパターンとなって定着していると述べている。

かつて、トクヴィルは「多数の専政」と呼んでいるが、この点で、ブライスは、自らがアメリカ民主政の核心であると呼称したのとは、トクヴィルの「多数の専

政」論の二番煎じにすぎないのではないかという批判を自覚し、この種のイメージは、全ての社会の特徴であるという事実から引き出した「民衆の宿命」論にすぎず、間違った推論であるとする。こうした宿命論は、人々が「数の支配に黙従し」、多数が正しくて、支配的であると信ずることを指しているが、必ずしも「多数派による権力の全面的行使を意味する」わけではなく、人民への信頼に発する「対抗力の消滅」のことに過ぎず、専政とは異なって、少数を服従させ、威圧するための「強者の無法で、不当な力の行使」を伴うものではないと指摘している。そして、トクヴィルの分析をもって誤解する人々もあるにせよ、彼の著作はアメリカ史の特定の局面を、それなりに反映したものに過ぎず、アメリカの諸条件は、とりわけ、南北戦争後に大きく変わったとし、「多数の専政は、アメリカのシステムにおいては、もはや欠点とは言えず、アメリカを例とした民主政の非難は根拠を失っている」との結論を導いている。ブライスは、世論が常に正しいと判断しているわけではないが、しげく「欠点を克服し、国民のあいだに高水準の好感情と福祉を維持する」役割を果たし、「アメリカの諸都市に見られるように、新鮮で鋭く、明るい雰囲気醸し出し、この光によって、政治家が集まるとめぐるような陰謀の種を消し、統一的で、まずまずの同質的国民を作り上げている」と述べている<sup>13)</sup>。

ブライスは誇張とも思われるほどに世論を高く評価しているが、これは、ドイツ哲学の神秘主義から自由であったにせよ、多くの点で、国家の理論の中心的仮説を強化することにもなった。この理論は、リーバーなどの論者が主張したような、権力の制限された政府という保守的弁護論を正当化する役割を果たすことになったとはいえ、原理的には、イデオロギー的に中立的なものであって、経済学者のリチャード・エリー（Richard Ely）のような論者によっても考えられていたことである。エリーは社会主義のアジェンダに類する課題を支持していた。また、ジョン・デューイ（John Dewey）は革新主義的方向を強くしていたが、ヘンリー・メイン（Henry Maine）が近代の大衆民主政を批判したことに反論している。デューイの主張に従えば、民主政とは支配のシステムというより、「有機体」を形成している「コミュニティ」の理念を基礎とした「倫理的概念」であって、このコミュニティにおいて、諸個人は「共通意思」という主権を共有しているのであって、政府はその意思を表現する手段に過ぎないとする。また、デューイは、ジョン・オースティン（John Austin）の主権理論がどのように誤解されることになったかを説明しようとするなかでも、同様の議論を繰り返し、オースティンが、道徳律は実定法にまさり、実定法は「確定的源泉」に発していなければならないと判断していたが、この主張は、主権と「世論によって行使される力」とを区別するものに過ぎないと

述べている。そして、デューイはルソーの一般意思の理念を、また、政府は「表現の機関」に過ぎないという意見を、さらには、「主権は、世論を生み出す社会諸活動の複合体に帰属する」という考えを支持している<sup>14)</sup>。

国家の理論の最も周到で、哲学的論述をジョン・W. バージェス (John W. Burgess) の著作に認めることができる。バージェスは、コロンビア大学のリーパーの後継者にあたり、彼と同世代の政治学者の多くと同様に、ドイツで「国家学 (Staatwissenschaft)」を学び、これをアメリカにも適用しようとし続けた<sup>15)</sup>。このアプローチは彼の政治学派的知的主流となり、ジョンズ・ホプキンス大学のバクスターの教育方針と並んで、次の世代の有力なアメリカの政治学者の多くを教導することになった。こうした研究者としては、チャールズ・メリアム (Charles Merriam)、チャールズ・ピアード (Charles Beard)、W. W. ウィロビー (Willoughby)、ウッドロー・ウィルソン (Woodrow Wilson) を挙げることができよう。こうした国家論や主権とは世論のことであるとする一般的理解が19世紀の最後の10年間に花盛りを迎えたのであるが、重要な対抗理論も浮上しだしていた<sup>16)</sup>。世論が民主政の基盤と強敵のいずれであるかと思なされていたかという問題はあるにしろ、その存在に疑念がはさまれることはなかったのであるが、その実体や焦点に疑問が浮上しだしていた。

### (3) 世論と多元主義的民主政の理論

ウィロビーなどの論者たちは、なお、政治学の領域を国家に求めていたが、ゆくりとではあれ、だが、厳然たる事実として、主権を法学的ないし法律的概念に変えたとともに、「国家」とは統治の諸制度であるとする考えが登場しだし<sup>17)</sup>、この脈絡において、国家とは抽象であって、「実体ではない」とされだしていた。ウィルソンが「行政の研究」と題する有名な小論を書きあげ、その行論において、現代社会において効率的な行政と統治を阻害することになったのは、「世論を聖化」したことによるとするとともに、「世論と呼ばれる集群型君主を指導し、説得しなければならない」と判断している。彼は、世論とは「多様な意見」からなるということ、これが実際であって、「明確な所在」を欠くものに過ぎないと、また、アメリカのような若い国民においては、世論とは定めなきものであり、「偏見」の集塊にほかならず、これに政府が敏感で、責任を負わなければならないとすると、これを不断に「教育」しなければならないと述べている<sup>18)</sup>。また、強い影響力を残した『国家 (The State)』において、社会を「有機体」と、政府を「機関」とし、

この点について論じてはいるが、彼の国家概念は、もはや、リーバーやバージェスの概念と異なるものとなっている。彼が検討していることは「政治」であり、また、政府と個人との歴史的関係である<sup>19)</sup>。こうして、国家概念の変容が起こりつつあったのであるが、これが民主政理論の根本的危機に影を落とすことになった。

1907年に、ハーバード大学の歴史家のオルバート・ブッシュネル・ハート（Albert Bushnell Hart）は、アメリカにおける民衆型政府の理論史を整理し、アメリカ民主政の実践的可能性については疑念が認められないにしろ、その理論はすべて、この点の説明を欠いているし、アメリカの人々は、結局、「自らの政治の妥当な哲学的基礎を明示してはいない」と判断している<sup>20)</sup>。世紀転換期までに、社会と文化の多様性の、また、対立的状況の認識が深まるなかで、人民についての伝統的理念や世論の実質的存在についての信頼感が弱まることになった。だが、例えば、ハーバート・クロリー（Herbert Croly, *The Promise of American Life*, 1910）のような多くの革新主義期の知識人たちや C. H. クーリー（Cooley, *Social Organization: A Study of the Larger Mind*, 1909）のような社会学者たちは、なお、「民主政」という言葉に意味を認め、少なくとも潜在的には、民主的公衆が存在してしかるべきであると、あるいは、創造されるべきであると考えていた。アーサー・ベントリー（Arther Bentley, *The Process of Government*, 1908）の直接的影響は、ほとんど感じられるものとはなっていないが、国家の理論や世論の伝統的概念を酷評することで、民主政理論の設定という点で、新しい局面を拓くことになった。

ベントレーは、他の革新主義者たちの多くと同様に、社会科学の基本的目的は、社会現象の現実主義的で、科学的な理解に依拠して、「社会的コントロールの技術を磨くこと」にあると判断していた。彼は、社会とは、「それを構成している諸集団の複合体」にほかならないし、「利益」とは、諸集団の活動に表れるものに過ぎないと考えた。集団は流動的実体であって、集団が取り組んでいる争点と結びつけて理解すべきものであるし、また、「数、技術、強度」を媒介とすることで支配を求めるという点では、他の集団との関係や競争関係から理解すべきものであるとしている。ベントレーは、全くと言ってよいほど、「国家」について論じてはいないし、自らも、「この言葉を使うことになる」としても、政治と「政府」の諸過程と諸制度を指すために過ぎないと、さらには、国家は「我々の考察の対象とはなり得ない」とする。また、「バージェス教授は“政府の背後の国家”という名目で、優れた研究を残しているにせよ、私の視点からすると、国家とっているのは政府そのものに過ぎない」と指摘している。ベントレーは、人民主権を含めて、主権が決定的権力や權威の中心に据えられているが、主権とは神話に過ぎないと位置づける

とともに、「人民」が支配しているという理念には、また、民主政という固有の政府形態を指定し、これと選挙が行われ、集団が、それなりに政府に圧力をかけているシステムとを区別しようとするには有効性がないとして、こうした考えをすべて一蹴している。そして、世論の問題に至るや、とりわけ痛烈な批判を展開している。

ベントレーは、A. V. ダイシーにおいて(Dacey, *Law and Public Opinion in England*, 1905),「19世紀の世論は法を創造する重要な力」であるとされていることについて、また、法律と世論は反復的に作用するという主張について詳細な批判を展開している。ベントレーに従えば、こうした概念は「理不尽」で、法令やそれを生み出した利益の背後に幽霊が潜んでいるとする形而上学的発想に過ぎないとする。とりわけ、政治学者が「世論を十分に分析する」ことはなかったが、世論とは「集団過程」という現象に過ぎないと位置づけている。また、意思、理念、情感、感覚という属性をもった「社会的統一体の存在を表わす」意見など存在せず、世論とは観察可能な集団活動に過ぎず、集団がその都度に公言し、代弁するものであって、高度に組織された意見から大衆の黙認におよぶものであって、「一般性と強度の点で多様である」と指摘している。さらには、「世論とは、どこかで政府と結びついて、声を張り上げる活動となるもの」であって、「集団を解釈する方法が世論の神秘性を剥ぎ取り、他の社会的事実と同様のレベルで、分析に、究極的には、計測に伏し得る」ものであると、また、あらゆる集団が公衆を代弁していると主張しているにせよ、「社会的統一体」が存在しないように、「全社会の意見」など存在しないとする。かくして、「時代精神とは“お化け”のようなものであって、世論を個性化し、人格化しようとする研究のなかで浮上することであって、それが、現実には、何の表現であるかを分析しようとはしないことによる」ものであって、現に浮上していることといえば、常に、「集団とその活動」に過ぎないと指摘している<sup>21)</sup>。

チャールズ・ピアードが、ベントレーの「現実主義」を積極的に評価していることは、彼の『アメリカ憲法の経済的解釈(*An Economic Interpretation of the Constitution*)』(1913年)に窺うことができる。この書は、民主政の理念を一団の対立している諸利益に還元するものであるという厳しい批判を呼ぶことになった。だが、この書は、根付きつつあった政治的現実主義を反映する位置にある。A. ローレンス・ローウェル(A. Lawrence Lowell)は、民衆型の政治には、一定の「同質性」が世論をもって表現される必要があるとする考えにこだわりつつも、結論として、近代社会において、世論とは、浮動する「実効の多数のことであるだけに、これを誘導するには実効的な指導力と行政」が求められると述べている

（*Public Opinion and Popular Government*, 1913）。また、ウォルター・リップマン（Walter Lippmann）のような論者においては（*Preface to Politics*, 1913; *Drift and Mastery*, 1914）、「道徳の欠如」や世論の気まぐれに支配された複雑な社会にまとまりをつけることが、また、グラハム・ウォラス（Graham Wallas）が「大社会」と規定したように、多様な利益層からなる社会においては何らかの配分的正義の形態を編み出すことが必要であると考えられた。これは、政治学を「民主政の学問」とすることが求められているとの判断に立っている。この精神は「アメリカ政治学会」の創設者たち（ウィロビー、ウィルソン、フランク・グッドナウ）の考えでもあって、彼らも、民主政には、政府の活動によって利益集団を管理し、コントロールすることが必要であると考えていた。そして、ブルクス・アダムズ（Brooks Adams）のような論者にとって、「アメリカ民主政の理念」は対立的利益の「カオス」を特徴とした世界では、もはや、根付き得ないのではないかと思われたし、移民の波のなかで、文化的違いの認識も深まりつつあった。

事実としても、また、原理的にも、アメリカを同化の地であるとする観念に対して、ホレス・カレン（Horace Kallen）のような論者たちが異論を発することになった（“Democracy vs. the Melting Pot,” 1914）。カレンは文化の多様性や自律性を民主的規範であると見なしていたが、社会学者の E. A. ロス（Ross）のように、あるいは、新政治学の先導者で、シカゴ学派のリーダーとなるメリアムにも認められるように、多くの社会学者たちは、この事態は、社会的コントロールと市民教育を媒介としたトップダウン型の民主政が求められるとする理念を支持すべき別の理由となり得ると見なした。この点は、メリアムと彼の教え子にあたるハロルド・ラスウェル（Harold Lasswell）が論ずることになるように、第1次世界大戦期に実効的であると判明したプロパガンダ技術の適用が求められることになるとしても、必要なことであると理解された。だが、この局面に至って、こうした多様性の現実認識は、海外の影響を受けた新しい波のなかで導入されていた規範的パースペクティブによって補完されることになった。

第1次大戦の余波のなかで、ドイツ哲学は影を薄くしていたころ、ウォラス、G. D. H. コール（Cole）、アーネスト・バーカー（Ernest Barker）、ハロルド・ラスキ（Harold Laski）、G. E. G. カトリン（Catlin）、A. D. リンゼイ（Lindsay）といったイギリスの理論家たちが、ヒューゴ・クラッベ（Hugo Krabbe）やレオン・デュギー（Leon Duguit）といった大陸ヨーロッパの論者たちとともに、バーカーが「不信のなかの国家」と呼んだように、国家の批判をさらに強くする論陣を張ることになった。彼らは、社会的違いの認識を強くしただけでなく、多元性の理念を基礎とした

新しい民主政の理論の種子を移植した。この局面で、当時、短期間ではあったがハーバート大学にいたラスキが「多元主義」という言葉をアメリカ政治学の会話に持ち込んでいる。彼は、国家という理念に正面攻撃をかけ、主権が社会の特定の構成要素や政府の機関に帰属しているという考えを批判するとともに、中世の社会概念をもって、自律的ではあるが相互に結びついた諸団体を弁護し、政府もそのひとつに過ぎないと論じた（*Studies in the Problem of Sovereignty*, 1917; *Authority in the Modern State*, 1919）。ヘンリー・アダムズが『民主的教義の衰退（*Degradation of the Democratic Dogma*）』（1919年）について述べ、また、政治の現実は、少なくとも、この一世紀のあいだ、自己利益の追求と化しているという事実求められると指摘している。そして、マリー・パーカー・フォレット（Mary Parker Follett）は、「多元主義国家」という事実と民主政の理念との折り合いをつけることに腐心している（*The New State: Group Organization, The Solution of Popular Government*, 1918）。さらには、1921年に、リップマンは『世論（*Public Opinion*）』を刊行し、世論とは「伝統的民主政論」や「始原的民主政のドグマ」に過ぎないとし、その批判を展開している。この批判を『幻想の公衆（*Phantom Public*）』（1925年）において敷衍し、伝統的民主政の理念は「実現し得ない」し、「間違った理想」に過ぎないと位置づけるとともに、社会が分裂の危険をはらんだ「深い多元主義」を特徴としているだけに、科学を応用することで、世論を創出し、形あるものとする必要があると述べている。メリアムたちを発起人として「政治の科学」の研究会が組織され、「政治過程の現実的観察」と「政治行動」様式を基礎としたアプローチが求められることになった（*New Aspects of Politics*, 1925）。このシリーズの最初の報告は、世論をめぐる検討のなかで多くの意見が交差することになったが、結論として、「この言葉の使用を避けること」が最善であるとされたと伝えている。世論の概念に何が起こったかとなると、それは、1920年代末に至って、生成期の民主的多元主義の理論の構成要素に収まったということである。

とはいえ、「民主的教義」と呼ばれることになった理念、つまり、世論に依拠した人民主権という理念が、そう簡単に消滅したわけではない。ウィリアム・ヤンデル・エリオット（William Yandell Elliott）のような保守派もデューイのような革新派も中心的理念に固執した。エリオットは、多元主義とは政治と政治学の終焉を呼ぶものであるとし（*The Pragmatic Revolt in Politics*, 1828）、デューイは、「大社会」を「大コミュニティ」に転換することで真の世論を形成すること、これが民主政に求められていると指摘している（*The Public and its Problems*, 1927）。デューイは、科学的考察は「公的諸問題」について、どのように「世論の形成」をすべきかとい

う点で大きな役割を果たすことになるであろうし、深い「判断」の基盤となることで、「名前だけ」の、多様な利益層の表現に過ぎないものではなくて、「公衆と呼ばれるにふさわしい人々によって重視される」ことになろうと述べている。また、エリオットは、集団生活が現実であるにしろ、民主政は包括的な「相互有機的コミュニティ」の存在に、あるいは、少なくともこうしたコミュニティの存在を信ずるに足りうるだけの「神話」に依拠していると主張している。伝統的理論に固執する論者もいたにせよ、アメリカ政治の記述的論述が浮上するなかで、新しい規範的民主政論は、これを基盤として生成しだしていたのである。

ハリー・エルマー・バーンズ（Harry Elmer Barnes）のような社会学者、ピーター・オデガード（Peter Odegard, *The American Public Mind*, 1930）とペンドルトン・ヘリング（Pendleton Herring, *Group Representation Before Congress*, 1930）のような政治学者は、利益集団の活動とは、多くの論者が想定しているほど確定的なものではないと、また、圧力政治が有益な民主的結果と結びついていると指摘している。ウィリアム・ベネット・マンロー（William Bennett Munro）はこうした政治の非公式面を『見えない政府（*Invisible Government*）』（1928年）と呼んだが、こうした非公式の政治によって、公式の制度とされた参加と代表が強化されているとした。ほぼ同じ局面で、今や、忘れかけられた名前ではあるが、ウォルター・J. シェパード（Walter J. Shepard）やジョン・ディキンソン（John Dickinson）にみられるように、集団政治と民主的实践とをどのように結びつけるかという点で、その統一的理論の設定に取り組んでいた政治学者たちも登場していた<sup>22</sup>。

この理論の中心は、すべての社会は自己利益を追求する諸集団からなるとし、社会進化の局面のいかんを問わず、何らかの妥協と調整のメカニズムが求められるとする主張に求めることができる。また、近代社会の脈絡からすると、こうした調整は政府を媒介とすることで実現され得るとする。というのも、政府は、状況の必要に応じて、また、介入とコントロールの必要のなかで、プラグマティックに行動する審判員の役割を果たすからであると述べている。こうして、集団に参加することで、諸個人は自らの目標を実現し、市民としてのアイデンティティを持ち得るわけであるから、影響力を行使するための手段を得ようとしている集団を媒介とすることで、公式の諸制度にまして、民主的代議制が最も実効的に機能し得ると考えられた。さらには、社会の安定は、妥当な諸制度によって規制された対立的な社会的圧力間のバランスを期すことによって、とりわけ、ゲームのルールに関する基本的合意によって実現され得るとする。この理論において、世論は、こうした基本的コンセンサスの名称であるとされるとともに、社会における利益層の接合の総体とされ

ることになった。

フランシス・ウィルソン (Francis Wilson) は、こうした民主政と世論の理論を「プラグマティック」なものであって、「政治哲学は政治生活の事実 に依拠すべきである」と考えるものにほかならないと位置づけている。彼は、例えば、市民参加のように、かつては民主政に不可欠であるとされていたものの多くは、今や、その指標とされる必要はなくなったと、また、無関心が、恐らくは、満足と安定の表現であろうと述べている。かくして、「現実の」世論とは、特定の争点に関する態度というより、憲法のような問題に対する社会の深い「合意」のことでであるとされ、また、「公的利益」とは、主として、「諸利益の競争と妥協」のことであって、これを代表し、バランスを期すことが「政府の基本的機能」であると見なされることになった<sup>23)</sup>。1930年代中期までに、こうした理解が定着し、この見解が自由主義や自由民主政の理論の中心となった。国家の理論と同様に、こうした民主政観はイデオロギーの諸領域に広がり、自由主義のイメージの特徴である多元性や寛容がアメリカ民主政の意味であると、また、生成期にあった全体主義レジームとの対抗イデオロギーであると見なされることになった。この点で、哲学者のジョージ・H・セイバイン (George H. Sabine) は、すでに、多元主義的でプラグマティックな民主政の基本原則について論じていたが<sup>24)</sup>、彼の代表作で、強い影響力を残したテキスト (*A History of Political Theory*, 1937) は、多くの点で、アメリカ政治学の理論と実践の基本的前提となっていたイメージを歴史的に確認するものであった。それだけに、20世紀の第4四半期に至っても、なお、共鳴し得るものを留めることになった。

- 1) Bernard Berelson, "Democratic Theory and Public Opinion." *Public Opinion Quarterly* 16 (Autumn, 1952): 313-330.
- 2) Bernard R. Berelson, Paul F. Lazarsfeld, and William N. McPhee, eds., *Voting* (Chicago: University of Chicago Press, 1954).
- 3) Robert Dahl, *Preface to Democratic Theory* (Chicago: University of Chicago Press, 1956).
- 4) 例えば、次を参照のこと。Glendon A. Schubert, *The Public Interest: A Critique of the Theory of a Political Concept* (Glencoe, ILL: Free Press, 1960).
- 5) 例えば、次を参照のこと。Carole Pateman, *Participation and Democratic Theory* (Cambridge: Cambridge University Press, 1970); William E. Connolly, ed., *The Bias of Pluralism* (New York: Atherton Press, 1969).
- 6) Alexis de Tocqueville, *Democracy in America*, vol. 1, trans. Henry Reeve (Boston: J. Allyn, 1976), pp. 156, 191-2, 232, 238, 421, 505-6.
- 7) Alexis de Tocqueville, *Democracy in America*, Vol. 2 (Cambridge: Sever and Francis, 1863), pp. 12, 30, 56, 221, 224, 295, 321, 322.
- 8) Francis Lieber, *Encyclopaedia Americana* (Philadelphia: Desilver, 1835), Vol. 10.

- 9) Francis Lieber, *Manual of Political Ethics* (London : Wm. Smith, 1839), pp. 238-242.
- 10) Francis Lieber, *Manual of Political Ethics*, Vol. 2 (Philadelphia : J. B. Lippincott, 1876), pp. 137, 226, 260, 273, 275, 363. *Civil Liberty and Self-Government* (Philadelphia : J. B. Lippincott, 1874 [1853]), pp. 414-18.
- 11) John Stuart Mill, *On Liberty* (London : Longmans, Roberts, and Green, 1859).
- 12) James Bryce, *The American Commonwealth* (London : Macmillan, 1888), Vol. 1, pp. 6, 63, 301, 397.
- 13) Bryce, *The American Commonwealth*, Vol. 2, pp. 230-31, 239, 247, 250-51, 255, 257, 259, 262, 332, 334, 344, 354-55.
- 14) John Dewey, "The Ethics of Democracy," *University of Michigan Philosophical Papers*, Second Series, No. 1 (Ann Arbor: Andrews, 1888); "Austin's Theory of Sovereignty," *Political Science Quarterly* 9 (March, 1894).
- 15) John W. Burgess, *Political Science and Comparative Constitutional Law* (Boston : Ginn, 1890).
- 16) 例えば, 次がある。Frank Sargent Hoffman, *The Sphere of State or the People as a Body-Politic* (New York : G. P. Putnam's Sons, 1894); John A. Jameson, "National Sovereignty," *Political Science Quarterly* 5 (June, 1890); Charles Platt, "Positive Laws and Other Laws," *Political Science Quarterly* 9 (March, 1894) and "A Triad of Political Conceptions; State, Sovereignty, and Government," *Political Science Quarterly* 10 (June, 1895).
- 17) W. W. Willoughby, *An Examination of the Nature of the State—A Study in Political Philosophy* (New York : Macmillan, 1896).
- 18) Woodrow Wilson, "The Study of Administration," *Political Science Quarterly* 2 (June, 1897), pp. 207-208, 214-17.
- 19) Woodrow Wilson, *The State : Elements of Historical and Practical Politics* (Boston : D. C. Heath, 1898).
- 20) Albert Bushnell Hart, "The Growth of American Theories of Popular Government," *American Political Science Review* 2 (1907).
- 21) Arthur F. Bentley, *The Process of Government : A Study of Social Pressures* (Bloomington, IND : Principia Press, 1949), pp. 136-53, 163, 223, 235-43, 263, 300.
- 22) 例えば, 次を参照のこと。John Dickinson, "A Working Theory of Sovereignty," *Political Science Quarterly* 42 (1927), 43 (1928); "Social Order and Political Authority," *American Political Science Review* 23 (1929); "Democratic Realities and Democratic Dogma," *American Political Science Review* 24 (1930). Walter J. Shepard, "The Theory of the Nature of Suffrage," *Proceedings of the American Political Science Association* 9 (1912); "Political Science," in H. B. Barnes, ed., *The History and Prospects of the Social Sciences* (New York : Knopf, 1925); "Democracy in Transition," *American Political Science Review* 29 (1935). Edwin S. Corwin, "The Democratic Dogma and the Future of Political Science," *American Political Science Review* 23 (1929).

- 23) Francis G. Wilson, "The Pragmatic Electorate," *American Political Science Review* 24 (1930); "Concepts of Public Opinion," *American Political Science Review* 27 (1933).
- 24) George H. Sabine, "Pluralism: A Point of View," *American Political Science Review* 17 (1923); "The Pragmatic Approach to Politics," *American Political Science Review* 24 (1930).

#### 付記

本文は、次の論文の邦訳である。John G. Gunnell, "Democracy and the Concept of Public Opinion".

著者のガネル氏は、ニューヨーク州立大学特別教授 (Distinguished Professor) を務めたのち、現在は自宅で研究生活を過ごしているが、なお、アメリカ政治学史の代表的研究者のひとりであることに変わりはない。また、著者の次の2冊の著書が、この論文の訳者によって既に邦訳されている。『アメリカ政治理論の系譜』(ミネルヴァ書房, 2001年3月, 原書, *The Descent of Political Theory*, The University of Chicago, 1993), 『アメリカ政治学と政治像』(御茶の水書房, 2007年10月, 原書, *Imagining the American Polity: Political Science and the Discourse of Democracy*, The Pennsylvania State University Press, 2000)。なお、著者のガネル教授は、本学法学部の招聘により、2006年秋に集中講義のため来校している。

訳者は、2009年3月23日~28日に著者をカリフォルニア州デービスに訪ね、連日、アメリカ政治学史をめぐって意見を交換し、研究上の助言を受けている。その際に、著者から、ひとつの論文を執筆し終えたところであり、インターネットで送るとの伝言を得た。訳者は、帰国後、直ちに、この論文を読み、アメリカ政治学における「世論」と民主政論との関連を学史的に辿り、ほぼ、1920年末に記述的政治体制論と規範的民主政論との接合において、多元主義的自由民主政のパラダイムに結びつくことになったことを簡にして要を得て説明した行論にあり、邦訳をもって紹介すべきであると判断した。本訳文は以上の経緯に負っている。訳出を快諾くださった著者に感謝の意を表する(訳者・記)。